

価格以外の評価点の算定方法

件名：4-2・若松地先下水道管路改築（管更正・布設替え）工事

1 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	評価点
企業の施工能力	同種工事等の施工実績	元請けとしての同種工事等の施工実績を評価する。 平成24年4月1日以降に完成し、公告の日までに引渡しを完了した工事を対象とする。	本市発注同種工事の実績あり 官公庁等発注同種工事の実績あり（本市を除く） 上記以外	3.0 2.0 0.0
		過去2か年度に工事成績の通知を受けた我孫子市の工事のうち、契約金額が500万円以上の工事における工事成績評定点及び工事成績評定点の平均値並びに60点未満の工事成績を受けた実績を評価する。 ただし、解体工事については、評価の対象外とする。	平均値80点以上 平均値65点以上80点未満 (5.0×(工事成績-65)／15) 工事成績評定点なし 平均値60点以上65点未満 上記に係わらず、平均値が60点以上の者で過去2か年度に60点未満の工事成績の通知を一度受けた者 上記に係わらず、平均値が60点以上の者で過去2か年度に60点未満の工事成績の通知を複数回受けた者 平均値60点未満	6.0 5.0 ~0 0 -1.0 -2.0 -3.0 -5.0
			表彰あり 表彰なし	1.0 0
	ISO取得状況	ISO9001及びISO14001の取得状況を評価する	ISO9001及びISO14001の両方を取得 いずれか一方のみ取得 取得なし	1.0 0.5 0
			登録あり 登録なし	0.5 0
			登録あり 登録なし	0.5
配置技術者の能力	同種工事の施工経験	同種工事の元請けの主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 平成24年4月1日以降に完成し、公告の日までに引渡しを完了した工事を対象とする。	本市発注同種工事の経験あり 官公庁等発注同種工事の経験あり（本市を除く） その他の経験又は経験なし	2.0 1.0 0.0
		保有する資格	当該工事に専任で配置する技術者の保有する資格を評価する。	2.0 0.0
			上記以外	2.0
	技術者の優良表彰	当該工事に専任で配置する技術者の我孫子市発注の工事において、過去2か年度における優良表彰の有無により評価する。	表彰あり 表彰なし	1.0 0.0
			各団体推奨単位（ユニット）以上取得 各団体推奨単位（ユニット）の50%以上取得 上記以外	1.0 0.5 0
地域精通度	市内公共工事実績	官公庁等が発注する我孫子市内を施工場所とする工事の元請けとしての施工実績を評価する。 平成24年4月1日以降に完成し、公告の日までに引渡しを完了した工事を対象とする。	実績あり 実績なし	1.0 0.0

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
社会貢献度	障害者雇用状況	雇用している	1.0	
		雇用していない	0	
	更生保護における就労支援	協力雇用主の登録があり、かつ、対象期間内における雇用の実績あり	1.5	
		協力雇用主の登録あり	0.5	
		上記以外	0	
	営業拠点の所在地	市内建設業者	2.0	
		準市内建設業者	1.0	
		上記以外	0.0	
	我孫子市民の雇用	我孫子市民の雇用が5人以上	1.0	
		我孫子市民の雇用が1人以上5人未満	0.5	
		上記以外	0.0	
地域貢献度	防災協定等への参加	本市の防災協定等への参加あり	2.0	
		当該管内を管轄する千葉県出先機関との防災協定等への参加あり	1.0	
		防災協定等への参加なし	0.0	
	災害時活動実績	災害時活動あり	1.0	
		災害時活動なし	0.0	
	我孫子市商工会への参加	我孫子市商工会会員	1.0	
		我孫子市商工会会員以外	0.0	
	消防団活動への協力	有効期間内の我孫子市消防団協力事業所表示証の交付を受けている者。	1.0	
		上記以外の者で、我孫子市消防団に加入している者が1名以上所属していること。	0.5	
		上記のいずれにも該当しない者	0.0	
	ボランティア活動実績	我孫子市内のボランティア活動実績あり	0.5	
		我孫子市内のボランティア活動実績なし	0.0	
	地域活性化	当該工事において市内建設業者との下請契約の予定あり又は入札参加者が市内建設業者の場合において請負金額の80%以上で自社施工を予定するもの	1.0	
		上記以外	0.0	
我孫子市発注工事における総合評価方式での履行義務違反		前年度に履行義務違反あり	-1.0	
		前年度に履行義務違反なし	0.0	
		評価点合計	30.5	

【留意事項】

- (1) 同種工事は、「請負金額が2,500万円以上の管きよ更生工を含む公共下水道工事」とする。ただし、元請けとして受注し、平成24年4月1日以降に契約内容の履行が完了したものに限る。
- (2) 官公庁等とは、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1号に規定する法人（日本道路公团等、同条同号に規定する法人の組織改編前の法人を含む））又は地方公共団体をいう。
- (3) 工事成績評定点の平均値は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに元請として完成し、工事成績の通知を受けた契約金額500万円以上の我孫子市発注工事を対象とする。ただし、対象年度内に対象工事が無い場合は、工事成績評定点の平均値を65点とする。
- (4) 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に専任で配置する技術者とする。また、総合評価落札方式での配置予定技術者の変更については、技術者の評価の関係上、休職や退職等の特別な事情を除き、技術資料提出後の変更はできない。
- (5) 配置予定技術者の保有資格は、次に掲げるいずれかの国家資格等を有する者を評価する。

ア 当該業種の1級資格

(例：土木一式工事の場合、「1級土木施工管理技士」又は「1級建設機械施工技士」)

建築一式工事の場合、「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」)

イ 以上に掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国が認定したもの（例：当該部門の技術士など）

- (6) 企業の優良表彰及び技術者の優良表彰は、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までの間に、指名停止、文書注意の措置を受けた場合は評価しない。

- (7) 継続教育（CPD（S））の取組状況において評価対象とするものは、取得単位及び各団体の推奨単位（ユニット）が明示されているものに限る。なお、推奨単位等が確認できない場合は加点されないので注意すること。

- (8) 各評価項目要件は、共同企業体の構成員で出資比率20%以上の場合に実績を認める。

- (9) 申請者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。この場合、配置予定技術者に係る評価項目算定資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、最も低い評価を受けた技術者をもって算定する。

- (10) 更生保護における就労支援において、評価の対象期間内の何れかの時期に更生保護に基づく雇用をしていた実績を有する場合に「雇用あり」と評価する。

- (11) 営業拠点の所在地における「市内建設業者」及び「準市内建設業者」は、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱第2条に規定されたものとする。

- (12) 我孫子市民の雇用においては、役員は評価の対象に含まれない。ただし、部長・支店長・工場長等、従業員としての地位にあり、給料支払い等の面からみて労働的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合は評価の対象に含めることができる。

- (13) 防災協定等への参加において、我孫子市の防災協定等は「災害応急復旧工事等に関する協定」、「災害時における被災避難所等の応急措置に関する協定」並びに「我孫子市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」とする。また、千葉県の防災協定等は「地震、風水害、その他災害応急対策に関する業務基本協定」に基づき、当該管内を管轄する柏土木事務所と締結している業務細目協定等とする。

- (14) 消防団活動への協力における消防団員については、代表者、役員等並びに雇用されている者のいずれの者も該当する。ただし、雇用されている者については、直接的かつ恒常に雇用されている者に限る。

- (15) 地域活性化における市内の建設業者は、我孫子市の入札参加資格者名簿の登録の有無を問わないものとする。また、次のア、イ、ウのいずれの者も該当するものとする。

ア 市内に主たる営業拠点を置く法人

イ 我孫子市民である個人事業主

ウ 自らが提供する労務の対価を得るために受注者又は下請負者との請負契約により当該工事に従事する者の中うち我孫子市民である者

- (16) 総合評価方式での履行義務違反については、入札公告日の属する年度の前年度の総合評価方式入札において、下請契約予定を「あり」とした者が、当該工事において施工時に市内業者との下請契約を行わなかった場合等、履行義務違反として「1点」減ずるものとする。

- (17) 評価項目ごとに複数の評価基準に該当する場合においては、総合評価方式入札参加資格審査申請書兼誓約書に添付された資料を基に該当する中で最も高い評価を受けた評価基準の評価点とし、他の評価基準の評価点とは合算しない。ただし、配置予定技術者の能力については、(9)のとおりに評価する。

2 評価の方法

価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除した数値に係数を乗じる次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。係数は、案件ごとに定める10の乗数倍の値とし、本案件では、10の6乗とする。

また、評価値は小数点以下第5位まで計算し、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までの値とする。

$$\cdot \text{技術評価点} = \text{標準点（基礎点）} + \text{評価点}$$

$$\cdot \text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 10^6$$

3 落札者の決定

- (1) 落札者を決定しようとするときは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

・低入札価格調査制度の対象案件については、低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

- (2) 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

電子入札案件のときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定するものとする。

電子入札以外の案件の場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。